

子どもの安全に関する県教委の資料を読む

ほんとうは人間信頼を育む教育が大事

内山雄平

はじめに

広島、栃木で、さらにまた秋田で児童が誘拐され、殺害されるという痛ましい事件が起きた。昨年は奈良でも同様な事件が発生している。全国各地で子どもの安全確保に関する様々なとり組みを実施してきているだけに衝撃は大きい。凶悪犯罪に限らず、その前兆ともいえる声かけ等も多発しており、子どもたちの安全確保は緊急の課題となっている。

県内における不審者事案を見ると、「不安を感じた」程度も含めると二二五件を数え、県内の学校の五校に一校の割合で発生している（05年度県教委調査）。被害児童生徒から報告されない事案も考えると、その広

がり心配される。

そこで、新潟県教育委員会の資料から、県教委が最近子どもの安全確保についてのどのような方針で学校や保護者・地域に臨んでいるかを紹介し、若干の考察を試みた。

なお、県教委の方針は正確に紹介したつもりだが、主観的になっているかもしれない。予めお断りしておきたい。

「子どもの安全確保」を―県教委の方針―

その一

子どもの安全確保のため、県教委の市町村教委・県立学校にあてた通知は、以下のとおりである（「通学

路における児童生徒の安全を確保するために」○五年三月。

① 児童生徒への安全教育の徹底

『みんなで気をつけよう』（警察庁）の活用、万
一に備え、防犯の合い言葉「きょうはいかのおす
し」（注）の指導等繰り返し行うこと。

② 保護者への要請

不審者事案が多発している現状を家庭内でも取
り上げ、遭遇した場合には直ちに「110」通報す
ること。

③ 学校における取り組み

学校だけの取り組みでは困難なため、保護者や
地域、警察等と連携し、地域の目で子どもたちを
見守る体制づくりをすすめること。

さらに、同年十二月、広島・栃木両県の事件が、児
童が一人きりになったところで発生していることか
ら、再度通学路の再点検と安全マップの見直しと、や
むをえず一人で登下校する場合は、保護者等により送
迎するなど、安全な登下校方法の確保を徹底するよう
求めている（登下校中の幼児児童生徒の安全確保の徹底に
ついて）。

その二

○五年七月二二日、新潟県は「犯罪のない安全で安
心なまちづくり条例」を制定した（詳しくは本誌 73 頁
近藤明彦さんの論考を参照されたい）。これに基づいて県
教委は、知事・公安委員会との共同で、子どもの安全
確保のための学校および通学路等における指針を示し
た（○五年十月）。

△学校においては△

① 安全確保対策：不審者侵入防止策として巡視・
巡回の実施や休日等学校開放時の人員配置、危
機管理マニュアルの策定など

② 緊急時に備えた安全対策の確立：「危機管理マ
ニュアル」事項の徹底

③ 施設・設備の点検・整備：さすまた、防犯スプ
レーなど防犯用具など

④ 関係団体や機関等との連携：子ども110番の
「家」との協力や子どもの登下校時の見守り活動
など、

⑤ 保護者・地域および関係団体との連携を強める。
△通学路においては△

① 地域ぐるみの安全確保の取り組み：不審者情報

の共有化、通学路等の安全点検・パトロール活動の実施。安全マップの作成などの安全情報の周知。

② 学校の体制整備および安全教育の推進：地域の実情に応じた通学路の指定。危険回避能力を身につけるなど実践的な教育の実施。

③ 通学路における安全な環境整備：防犯灯の整備、降雪期の除排雪による見通しや歩車道幅員の確保。危険箇所の注意表示、駐車禁止、車の侵入禁止等の措置。など、管理者に対してそれぞれ方策を講ずるよう通知した。

このような取り組みが実施できるよう〇四年度から、校長・教員・PTAに対して防犯指導者研修を実施してきている。

(注)「きよ」距離をとる、「う」うしろに気をつける、「は」早めに帰る、「イカ」行かない、「の」乗らない、「お」大声をあげる、「す」すぐに逃げる、「し」知らせる。

「地域ぐるみで犯罪から子どもを守る」

— 文科省の対策 —

文科省は、〇五年一二月、広島県・栃木県等で発生した児童殺害事件をうけて、政府の関係省庁連絡会議

で策定された「犯罪から子どもを守るための対策」として、平成一八年度三月まで、次の緊急対策六項目のうち四項目(①から④)を実施するよう都道府県教育委員会に通知した。

① 全通学路の緊急安全点検

② すべての学校における防犯教室の緊急開催

③ すべての地域における情報共有体制の緊急立上げ

④ 学校安全ボランティアの充実

⑤ 路線バスを活用した通学時の安全確保

⑥ 国民に対する協力の呼びかけ

また、文科省は、「犯罪から子どもを守るための対策」の一環として、〇五年度途中から「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を立ち上げ、次のような事業内容を各都道府県に通知した。県内では八市町村で実施した。

それは、① スクールガード(学校安全ボランティア)養成講習会の開催、② スクールガード・リーダーによる学校の巡回指導と評価の実施(県内で六一人配置)、

③ モデル地域における実践的な取り組み(県内一地域指定、〇五年度は妙高市、〇六年度は新発田市)である。

文科省は、この事業を〇六年度には全市町村に拡げ、

国予算からの当県配分総額は、二三〇〇万円となっている。

不審者事案と学校安全管理の取り組み

(1) 不審者事案の概要

○四年度、県教委の不審者事案の調査(報告数三五件)によると、

発生時間帯は下校時(二五時～一八時)五一・一%で最も多く、ついで一八時～の二六・四%であり、発生の場所は、路上七五・一%、公園・駐車場等が九・四%となっている。

事案の態様は()内は%。「車に乗れ」等誘われる四四(二五・五)、氏名等個人のことを聞きだそうする等声かけられる六(二・一)、乱暴な言葉をかけられる八(二・八)、その他のこえかけ 四三(二五・二)、腕を引っ張られる、叩くなどの乱暴な行為 四八(二七・〇)、つきまとい、追いかけて、立ちふさがれる 三四(二二・二)、写真・ビデオを撮られる一六(五・七)、手招き、じつと見られる等の不審行為 五(一・八)、刃物を持っていた、刃物で脅される六(二・一)、身体を触る・のぞき・性器露出抱きつき等卑猥行為 五九(二

〇・八)。

また、発生時の児童生徒の状況は、登校中一一・一%、下校中四四・〇%、在宅中一・八%、遊戯中一〇・七%であり、そのときの人数は、単独五七・八%、複数三七・八%である。対応のしかたは、逃げた六〇・九%、防犯ブザーを利用〇・九%、無視四・九%となっている。

被害を受けた児童生徒は、小学校五二・四%、中学校三〇・七%、高校一六・九%で、男女比は男一九・六%、女七三・三%である。

不審者の車両等の使用状況は、なし五四・二%、自動車三五・六%、自転車八・九%、バイク一・三%となっている。

(2) 小・中学校における安全管理の取り組み

○五年度においてすべての学校で学校マニュアルを作成しており、○五年度、防犯に関し教職員の安全能力の向上を図るため、学校独自防犯訓練等の取り組みは、小・中・高合わせて六九・八%、子どもの安全対応能力の向上のための取り組みは七九・六%実施している。

小学校における通学路の安全点検は、すべての学校で行われ、通学路の安全マップは、七六・〇％である。

子どもの安全確保について、家庭や地域、関係機関・団体との間で協力要請や情報交換を行う会議は、九二・五％の小・中学校で開催している（〇四年度）。

なお、小・中学校において学校への不審者の侵入防止策は八九・四％で対応し、侵入などの緊急時の備えは九三・七％となっていて短期間に対応等とのえている。

若干の考察

以上のように、子どもの安全確保をめぐる最近の文科省・県教委の方針（方策）と実施状況を見てきた。子どもたちの命と安全を守る取り組みは、喫緊の課題であるため、現状で考えられる手だては、こと細かに策定しているように思われる。

文科省や県教委の通知による防犯体制で欠落しているのは、子どもたちが危機に直面している現状の分析である。子どもたちの安全を検討するとき、

まずに考えねばならないことは、なぜその現実が生まれているかということである。このころは、幼い子

ども、高齢者、ホームレスなど社会的弱者が被害を被るケースが多いのはなぜか、といった現状の分析が待たれるところである。

次に、子どもたちの安全確保を「地域の目」ですめる地域ぐるみの体制づくりは、網の目のような監視・管理体制が敷かれ、政府が進める「安全保障」の非常時体制に利用される恐れなしとはいえないのではないか。

最後に、文科省の「犯罪から子どもを守るための対策」は、不審者を見張る、監視する、通報するという地域の協力関係を強調するが、地域における人と人との信頼関係をどう土台から築いて犯罪をなくすかという視点が見あたらないことである。地域の安全や安心が成り立つには、人と人との信頼関係がその基礎になればならないからである。

それ故、学校教育における「安全あるいは防犯教育」として、子どもが大人や学校、地域、人間に対する信頼を抱くような安全対策とはなにかを、子どもの意見を含めて取り上げることが、これからの大切な検討課題ではないだろうか。

また、学校や地域の防犯に対する自主性を尊重し、

警察がその主体性に干渉するようなことがないように努め、ましてや学校の安全教育が警察に丸投げになってはならない。

教職員が安全対策の任務を持つのは当然であるが、それが過度にならないように、教職員が本来の教育活動に専念できるようにするために、県当局はその手だてを講ずる必要がある。

そして、この取り組みをすすめていくには予算の裏付けがなければならない。しかし、県当局は、小中学校の設立者である市町村が予算を講ずるべきとして予算化していない。市町村の財政事情によって、子どもの命が左右されてはならない。「子どもたちの安全確保をきっかけに、地域の子どもたちをどう育てるか」という点で学校と地域での合意と連帯が形成されれば、子どもたちが人間不信に終わらず、人間への信頼を身に付けていくことにもなる。大人同士も、地域の子どもたちの教育に関わって連帯の輪をもっと広げ、深めていくことにもなる。

これでこそ、地域の子どもたちを地域の力で育てるといふ、本来の学校教育を実現する道筋にもなるのではないだろうか。

(うちやま ゆうへい・研究所員)

